

大口町告示第31号

社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度に係る実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年3月30日

大口町長 鈴木雅博

社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度に係る実施要綱の一部
を改正する要綱

社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度に係る実施要綱（平成17年大口町告示第123号）の一部を次のように改正する。

別表中「又は平成30年10月1日」を「、平成30年10月1日、令和元年10月1日又は令和2年10月1日」に改める。

様式第1、様式第2及び様式第3中「㊤」を削る。

様式第4中「印」及び「・印鑑」を削る。

様式第7中「㊤」を削る。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。